

岩手県監査委員告示第45号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第19号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年9月8日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 喜 多 正 敏  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成26年12月17日

(2) 本監査実施日 平成27年2月2日

3 監査結果の公表の日 平成27年3月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 岩手県社会福祉事業団自立化支援事業費補助金の補助対象経費となっている人件費の支給に当たり、扶養親族の認定を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 扶養親族の認定を誤っていたものについては、平成27年1月22日に過払い分の返納が完了した。 今後は、確認を怠ることがないよう職員間の連携を図り、再発防止に努めることとした。
イ 管理等業務の執行に当たり、履行が不十分なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 管理等業務の執行に当たり、履行が不十分であったものに係る経費については、平成27年3月16日に指定管理料の返還を行った。 今後は、履行確認体制の整備を行い、再発防止に努めることとした。